

令和5年9月

播磨町議会定例会議案

議案第 31 号

播磨町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町監査委員条例の一部を改正する条例

播磨町監査委員条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。
第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 32 号

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部を改正する条例

播磨町長等の損害賠償責任の上限を定める条例（令和2年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

第7条の2第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(播磨町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 播磨町災害派遣手当等の支給に関する条例(平成27年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

播磨町印鑑条例及び播磨町手数料条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町印鑑条例及び播磨町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町印鑑条例及び播磨町手数料条例の一部を改正する条例

(播磨町印鑑条例の一部改正)

第1条 播磨町印鑑条例(昭和50年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町」を「播磨町(以下「町」という。)」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第15条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

(播磨町手数料条例の一部改正)

第2条 播磨町手数料条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表課税証明の交付の項手数料の金額の欄中「町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)」を「多機能端末機(播磨町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

兵庫県町土地開発公社の解散の件

兵庫県町土地開発公社の解散について、兵庫県町土地開発公社定款（昭和48年兵庫県指
令地第1365号許可）第25条第1項及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年
法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 36 号

令和5年度播磨町一般会計補正予算（第3号）

令和5年度播磨町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,500万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億1,193万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,040,100	183,576	1,223,676
	1 地方交付税	1,040,100	183,576	1,223,676
14 国庫支出金		1,749,302	84,559	1,833,861
	1 国庫負担金	1,405,823	44,399	1,450,222
	2 国庫補助金	335,890	40,140	376,030
	3 委託金	7,589	20	7,609
15 県支出金		1,065,087	4,410	1,069,497
	2 県補助金	266,697	4,410	271,107
17 寄附金		2,727	5,644	8,371
	1 寄附金	2,727	5,644	8,371
18 繰入金		1,095,289	36,592	1,131,881
	1 基金繰入金	1,082,239	36,592	1,118,831
19 繰越金		1	13,752	13,753
	1 繰越金	1	13,752	13,753
21 町債		216,200	△3,531	212,669
	1 町債	216,200	△3,531	212,669
歳入	合計	12,286,932	325,002	12,611,934

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,499,927	130,944	1,630,871
	1 総務管理費	1,217,234	131,182	1,348,416
	2 徴税費	135,814	△2,263	133,551
	3 戸籍住民基本台帳費	107,854	2,025	109,879
3 民生費		4,942,661	28,977	4,971,638
	1 社会福祉費	2,939,633	17,333	2,956,966
	2 児童福祉費	2,002,827	11,644	2,014,471
4 衛生費		925,744	128,746	1,054,490
	1 保健衛生費	526,514	117,137	643,651
	2 清掃費	399,230	11,609	410,839
6 農林水産業費		66,606	△320	66,286
	1 農業費	51,326	△320	51,006
8 土木費		1,202,810	946	1,203,756
	1 土木管理費	108,403	△4	108,399
	4 都市計画費	890,257	950	891,207
9 消防費		529,931	466	530,397
	1 消防費	529,931	466	530,397
10 教育費		1,872,919	35,243	1,908,162
	1 教育総務費	390,376	18,912	409,288
	2 小学校費	268,005	819	268,824
	3 中学校費	133,979	1,047	135,026
	4 幼稚園費	349,695	5,885	355,580
	5 社会教育費	306,844	3,035	309,879
	6 保健体育費	424,020	5,545	429,565
歳 出	合 計	12,286,932	325,002	12,611,934

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
ふれあい活動推進事業	令和5年度 ～ 令和6年度	10,000千円

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
消防事業 消防施設整備事業債	千円 9,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 とする。 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しが行われ た場合において は、当該見直し 後の利率とす る。	据置期間5年 を含み償還期限 を25年以内と し、その後は借 入先の融資条件 による。 ただし、町財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上償 還若しくは低利 に借り換えるこ とができる。
臨時財政対策債	89,900			

起債の目的	補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
消防事業 消防施設整備事業債	千円 12,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
臨時財政対策債	83,369			

議案第 37 号

令和5年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,123万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,283万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		2,402,550	4,609	2,407,159
	3 県負担金・補助金	2,402,549	4,609	2,407,158
10 繰入金		339,503	15,707	355,210
	1 繰入金	339,503	15,707	355,210
11 繰越金		1	30,923	30,924
	1 繰越金	1	30,923	30,924
歳入合計		3,311,600	51,239	3,362,839

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,901	6,460	36,361
	1 総務管理費	25,341	6,460	31,801
9 基金積立金		1,049	30,925	31,974
	1 基金積立金	1,049	30,925	31,974
10 諸支出金		3,522	13,854	17,376
	1 諸支出金	3,522	13,854	17,376
歳出合計		3,311,600	51,239	3,362,839

議案第 38 号

令和5年度播磨町財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度播磨町の財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ733万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,228万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区財産収入		68,273	1	68,274
	2 繰越金	3,020	1	3,021
2 古宮村財産区財産収入		731,991	122	732,113
	2 繰越金	731,328	122	731,450
3 二子村財産区財産収入		305,884	260	306,144
	2 繰越金	305,603	260	305,863
4 野添村財産区財産収入		110,726	9,392	120,118
	1 財産売払収入	1	10,579	10,580
	2 繰越金	110,621	△1,187	109,434
5 大中村財産区財産収入		82,119	△1,956	80,163
	2 繰越金	82,043	△1,956	80,087
7 宮西村財産区財産収入		24,686	△489	24,197
	2 繰越金	24,662	△489	24,173
歳入合計		1,324,950	7,330	1,332,280

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 本荘村財産区費		68,273	1	68,274
	1 諸支出金	68,273	1	68,274
2 古宮村財産区費		731,991	122	732,113
	1 諸支出金	731,991	122	732,113
3 二子村財産区費		305,884	260	306,144
	1 諸支出金	305,884	260	306,144
4 野添村財産区費		110,726	9,392	120,118
	1 諸支出金	110,726	9,392	120,118
5 大中村財産区費		82,119	△1,956	80,163
	1 諸支出金	82,119	△1,956	80,163
7 宮西村財産区費		24,686	△489	24,197
	1 諸支出金	24,686	△489	24,197
歳出合計		1,324,950	7,330	1,332,280

議案第 39 号

令和5年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,799万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,634万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		685,858	310	686,168
	1 国庫負担金	538,800	272	539,072
	2 国庫補助金	147,058	38	147,096
5 支払基金交付金		813,450	772	814,222
	1 支払基金交付金	813,450	772	814,222
6 県支出金		430,954	170	431,124
	1 県負担金	408,153	170	408,323
8 繰入金		614,001	△840	613,161
	1 一般会計繰入金	499,547	△840	498,707
9 繰越金		1	87,578	87,579
	1 繰越金	1	87,578	87,579
歳入合計		3,148,354	87,990	3,236,344

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,866	△1,010	77,856
	1 総務管理費	60,868	△1,010	59,858
2 保険給付費		2,913,702	1,363	2,915,065
	6 高額医療合算介護サービス等費	8,730	1,363	10,093
5 基金積立金		332	12,490	12,822
	1 基金積立金	332	12,490	12,822
7 諸支出金		301	75,147	75,448
	1 償還金及び還付加算金	301	75,147	75,448
歳出合計		3,148,354	87,990	3,236,344

議案第 40 号

令和5年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,531万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,459万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	15,311	15,312
	1 繰越金	1	15,311	15,312
歳入	合計	519,279	15,311	534,590

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		514,255	15,311	529,566
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	514,255	15,311	529,566
歳出	合計	519,279	15,311	534,590

議案第 41 号

令和5年度播磨町下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度播磨町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	911,695	245	911,940
第1項 営業費用	786,758	245	787,003

第3条 予算第4条本文括弧中「273,610千円」を「274,877千円」に、「232,275千円」を「233,542千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	802,323	1,267	803,590
第1項 建設改良費	320,066	1,267	321,333

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	36,281	1,512	37,793

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 42 号

令和4年度播磨町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度播磨町水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度播磨町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 43 号

令和4年度播磨町下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度播磨町下水道事業会計利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度播磨町下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 1 号

令和4年度播磨町一般会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度播磨町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 2 号

令和4年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度播磨町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 3 号

令和4年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度播磨町財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 4 号

令和4年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度播磨町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作

認定第 5 号

令和4年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

播磨町長 佐伯謙作